

# 空知教育センター組合教育委員会公告式規則

昭和43年6月6日  
教育委員会規則 第2号

## (趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式について必要な事項を定めるものとする。

## (規則等の公布)

第2条 規則等は、会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 規則等を公布するときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に教育委員会教育長が署名もしくは職印を押してなければならない。

3 規則等の公布は、組合事務所内に掲示して行う。

## (規則等の施行)

第3条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

## (告示の公示)

第4条 第2条第3項の規定は、規則等を除き教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に準用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成18年6月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

## 附 則（平成27年5月25日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第5条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。